

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、全国各地で様々な啓発活動を行っています。子どもたちを虐待から守り、健やかに育てていく環境づくりの大切さを考えてください。

今、子どもの虐待が問題になっています!!

児童虐待に関する相談対応件数は年々増加し、子どもの生命に関わる重大な事件も発生しています。

平成24年度に県内の児童相談所で受理した虐待相談件数は 658件に上り、10年前と比べて約2倍にも増加するなど、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

「しつけ」と「虐待」はちがいます!

「しつけ」：子どもが感情や行動を自分でコントロールできるように導くこと。

何をどうすれば良いかを教える。大人や他人の子と適切に交流できるよう教える。また、良いところを伸ばすように心がけること。

「虐待」：子どもの行動を力によってコントロールしようとする事。

身体的な痛みや過剰な罰を加えたり、食事を与えない等子どもの基本的な権利を奪う。また、情緒的な攻撃をすること。

●子どもたちは自ら訴えられません。

子どもは虐待されても、訴えることができません。虐待を受けていると思われる子どもたちのサインを周囲が早くキャッチし、援助の手に結びつけてあげなければなりません。

●親も悩んでいる人も知れません。

虐待をする親はひどい親だと思ってしまうがちですが、親自身も様々な問題で悩んでいたりするケースもあります。そのストレスを子供に向けていることも多いのです。親を責めるだけでは問題は解決しません。虐待は親自身からのSOSであることも少なくありません。

●気がついたらすぐに連絡を!

「虐待かも!?!」と思ったら、ひとりで悩まずに関係機関に連絡してください。一方的に親子を責めないで!早期に援助の手を差しのべましょう! あなたの気づきが子どもたちを救います。

虐待に関する相談窓口

- ・こどもホットライン ☎0120-783-884 (24時間対応)
- ・西部児童相談所 ☎027-322-2498 (8:15~17:15)

問合せ先 健康課 保健係(保健センター内) ☎82-5490 FAX:70-3013



平成26年度母子事業「Enjoy子育て教室」のご案内

11月は

ママと一緒に楽しい親子ビクス

音楽に合わせて子どもと一緒に楽しくエクササイズ♪

- 講師 OKJ認定エアロビクインストラクター 山田久琴さん
- 対象 1歳以上で一人歩きが可能な幼児とその両親
- 開催日 11月18日(火)
- 時間 受付10:00~, 教室10:30~12:00
- 会場 下仁田町保健センター1階集団検診室(下仁田町下仁田111-2)
- 持ち物 運動できる服装、汗拭き用タオル、
- 参加費 無料
- 申込み・問合せ先 健康課 保健係(保健センター) ☎82-5490



第3子目以降保育料無料化の実施へ

平成26年1月20～2月12日において、就学前児童及び学童保育利用児の保護者様を対象に「子育てニーズ調査」を実施しました。ご協力をいただきありがとうございました。

皆さまからの意見と少子化対策を踏まえて保育料の見直しを行った結果、平成26年10月分の保育料から「第3子目以降保育料の無料化」を実施することとなりました。

【対象者】

保育料の無料化の対象者は、次の要件のいずれにも該当する者としてします。

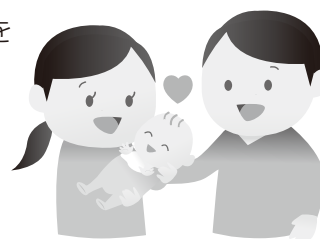
- (1) 保護者及び対象児童が下仁田町に住所を有していること
- (2) 18歳未満(最初の3月31日まで)の児童を3人以上扶養していること
- (3) 保育料の無料化を受けようとする年度の前年分の所得税又は町民税の申告をし、保育料算定に必要な税書類が提出されていること
- (4) 保育料及び町に納付すべき金額に滞納がないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りでない。

【提出書類】

- ① 申請書(健康課福祉係にあります。)
- ② 保護者が扶養する子ども全員の戸籍謄本
- ③ 保護者が扶養する子ども全員の健康保険証の写し

【問合せ先】

健康課福祉係 ☎64-8803(直通)



11月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保育園	馬山保育園	青倉保育園	※保育園の見学や子育て相談はいつでも実施しています。ご希望の方は保育園へお問い合わせください。 ■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 64-8803(直通)
会場	保育園ホール	保育園内	
実施日	11/20(木)	11/20(木)	
時間	10:00～11:00	10:00～11:30	
対象児	妊婦さんと3才児まで	妊婦さん～3才	
内容	リトミック	親子ふれあい遊び	
	乳幼児の育て方及び在園児との交流	保育園児とあそぼう～!	
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。	動きやすい服装でご参加下さい。	
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	参加ご希望の方は事前にご連絡ください。	

「メタボリックシンドロームと生活習慣病予防講演会」

平成26年12月8日(月) 午後2時～3時30分

講師 下仁田厚生病院長 堀越 勤 先生

会場 下仁田町公民館3階 大会議室(下仁田町大字下仁田111-2)

参加無料(申し込み不要)

今話題のメタボリックシンドロームって?生活習慣病って?

その予防と日常生活での注意点を学べます。

質問時間が30分あります。普段なかなかできない質問をするチャンスです!

問合せ先 健康課 保健係(保健センター内) ☎82-5490

あらためて「メタボ予防講演会」を開催します!



～宝くじは身近なところで役立っています～

一般コミュニティ助成事業

一般財団法人自治総合センターが実施する、宝くじの社会貢献広報事業として、町や地域住民が実施するコミュニティ活動に必要な設備の整備に関する事業などに助成しているものです。

旭町区では本事業を活用して、秋祭りで使用する山車設備のほか、お祭りへ訪れた方をおもてなしする椅子の整備を行いました。



魅力あるコミュニティ助成事業

公益財団法人群馬県市町村振興協会が行うサマージャンポ宝くじ助成事業を活用し、東町区では秋祭りで使用する山車等設備の整備を行いました。

この事業は、自治の原点であるコミュニティ活動へ助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的としています。



11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターン試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、高崎年金事務所 ☎027-322-7731にお問合せください。

年金

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。確定申告等に必要です。

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

対象となるのは、年末調整や確定申告をする年の1月1日から12月31日までに納付した保険料です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年1月上旬に日本年金機構から送付されます。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を今年をはじめと納付された方については、来年2月上旬に送付されます。

年末調整や確定申告の際には、この証明書の添付が必要となりますので、それまで大切に保管してください。

なお、生計を同じくするご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会先は証明書(ハガキ)に表示されていますので、そちらへお問い合わせください。